

**働きやすい職場づくり補助金
相談シート**

団体名 (担当者名)	(<input type="checkbox"/> 市内に本店を有する中小事業者及び中小企業団体等である
tel	
mail	
ハード環境整備	
整備の概要	例) 1F従業員専用トイレを共用から男女別に改修する
敷地内の設備総数	例) 1Fに共用トイレが1か所、2Fに男女別トイレが1か所 どちらも従業員専用
施行期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
依頼業者(予定)	<input type="checkbox"/> 市内に本店(個人については住所)を有する中小事業者等に施工を発注する
ソフト環境整備	
整備の概要	例) ○○休暇について○○日取得できるよう改修する <input type="checkbox"/> 法令を上回る整備となっている
現在の状況	例) ○○休暇について未整備
改修期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
依頼先(予定)	
確認事項 <small>※レ点でチェックをお願いします。</small>	
<input type="checkbox"/> フローチャートを予め確認しました。 <input type="checkbox"/> 申請年度内に完了します。 <input type="checkbox"/> 申請時に男性従業員と女性従業員の双方を雇用しています。 <input type="checkbox"/> 他の公的な補助金を利用ていません。 <input type="checkbox"/> 事業実施後3年程度、事業効果について市からの調査があった場合には協力します。 <input type="checkbox"/> 改修内容や写真、会社名などを事例として市のHP等で紹介することに同意します。	

CHECK 12/28申請締め切り!

◀ 詳細はこちら ▶

new!! 働きやすい職場づくり補助金

男女別従業員専用設備の改修や就業規則の見直しなどにかかる費用を補助します！

対象者

- ・市内に本店を有する中小事業者及び中小企業団体等
※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。
※事業者は会社法に基づく会社及び個人事業主

対象経費

▽ハード環境整備

- ・対象者が市内にある対象建物における、男女別従業員専用のトイレ、更衣室、休憩室の整備に要する費用
※備品の購入、既存設備の更新、新たに事務所、工場、店舗等を建てた際のトイレ等の整備費用を除く。

▽ソフト環境整備

- ・就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託料

要件等

▽ハード環境整備

- ・申請年度内に完了すること。
・市内に本店(個人については住所)を有する中小事業者等に施工を発注する工事に係る費用であること
・申請時に男性従業員と女性従業員の双方を雇用していること。
・他の公的な補助金を利用していないこと。

▽ソフト環境整備

- ・申請年度内に完了すること。
・法令を上回る整備であること。
・申請時に男性従業員と女性従業員の双方を雇用していること。
・他の公的な補助金を利用していないこと。

補助率

▽ハード環境整備

- ・対象経費の1/2の額
・1,000円未満切捨て
・上限50万円
※1事業者等につき、各事業1回のみ申請可

▽ソフト環境整備

- ・対象経費の1/2の額
・1,000円未満切捨て
・上限10万円
※1事業者等につき、各事業1回のみ申請可

お問い合わせ

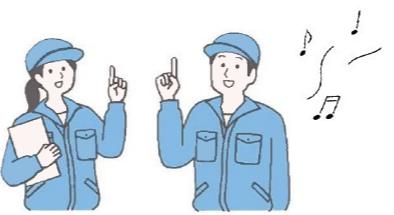
豊橋市役所 産業部 商工業振興課
人材・雇用サポートグループ
☎ 0532-51-2435 ☎ 0532-55-9090
✉ shokogyo@city.toyohashi.lg.jp



申請の流れ

STEP
01

フローチャートで補助を受けられるか確認する



右記QRコードを読み取っていただき、豊橋市HP記載のフローチャートにてご確認ください。
メール、FAX送付も対応可能ですので必要な場合はご連絡ください。

STEP
02

相談シートを記入して窓口へ相談する



チラシ裏面の相談シートをご記入ください。
建物平面図、お見積書、施工前後の図面、現況写真をご持参いただくとスムーズです。

STEP
03

必要書類を窓口に提出する

工事業者や社会保険労務士との契約前に申請してください。
交付決定まで2週間程度かかりますので余裕をもって申請してください。
申請期限は各年度12月の最終営業日です。

対象となるもの

△ハード整備事業

- 男女共用トイレを男性専用・女性専用に分ける改修
- 和式から洋式への改修
- 更衣室、休憩室、トイレ等が不足する場合の増設
- 倉庫などから更衣室、休憩室への改修
- 対象となる改修に付属する工事※1で更新にあたらないもの（備品を除く）
※1 盲姫、手洗い器、手すり、トイレクリーナー（壁付け）などトイレに必要な機能として認められるものでの施設への流用できないもの

対象でないもの

△ハード整備事業

- 顧客が使用するスペースのトイレの工事費用
- 顧客が使用するエリアにも同等の男女別トイレが整備されていない場合の従業員専用トイレの改修
- 更衣室、休憩室等のエアコンの購入・設置費用
- 既存の更衣室、休憩室等を更新（リフォーム等）するための工事費用
- 居室として利用されていた場所から更衣室、休憩室への改修
- 洋式から洋式への改修
- 工場、事務所、店舗等を新築してトイレ、更衣室、休憩室を整備した際の費用
- 従業員が常時作業する場所と同一敷地内にない施設の改修
- 付属する工事※1のみの改修

※1 盲姫、手洗い器、手すり、トイレクリーナー（壁付け）などトイレに必要な機能として認められるものでの施設への流用できないもの

詳しくはこちら →



豊橋市HP

- フローチャート
- 必要書類一覧
- 申請様式 など

△ソフト環境整備

- 子の看護休暇の対象を小学生まで拡大する
- 子の看護休暇や介護休暇の取得可能日数を法令を上回るものとする
- 夏季休暇、慶弔休暇など社員のニーズに合わせた休暇制度の導入
- 勤務時間の調整（フレックス）

△ソフト環境整備

- 就業規則以外の改正・作成
- 顧問契約をしている社会保険労務士への報酬（対象経費のみ別途契約可能な場合は可）
- 社会保険労務士以外への委託、相談料（弁護士等の助言を受けてご自身で作成される場合の相談料など）
- 法令に反する改正
- 法令と同程度の改正

ご不明な点等ございましたら
豊橋市役所 商工業振興課までご連絡ください。

活用例

本補助金をご活用いただいた事例の一部をご紹介いたします。

ハード環境整備

活用例① 愛知アサヒ販売株式会社さま

女性従業員専用トイレを和式から洋式に改修



before



after

活用例② 東海工営株式会社さま

女性従業員専用トイレを新設



before



活用例③ 株式会社箱秀紙器製作所さま

女性従業員専用トイレを新設



before



ソフト環境整備

令和5年度から募集を開始しました。
就業規則の作成・見直しを検討されている方はぜひご相談ください。

